

第2期第36回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成24年3月26日（月）午後1時30分～午後2時49分
2 場所	羽村駅西口土地区画整理事務所2階会議室
3 出席者	会長 高本正彦、会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敦和子、加藤照夫、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗、武政健太郎
4 欠席者	なし
5 議題	第2次換地設計（案）に対する意見書の処理について（個別調整の内容について）
6 会議の区分	非公開
7 傍聴者	非公開会議につきなし

午後1時30分 開会

○会 長（高本正彦君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第2期第36回の福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、本日の会議の成立について、事務局より報告を求めます。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課長です。

○会 長（高本正彦君） 区画整理管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 本日の出席委員数は、全員お集まりで10名でございます。議事運営規則の第2条に規定する過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告させていただきます。

以上です。

○会 長（高本正彦君） はい、ありがとうございました。

次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号8番の島谷委員さん、9番の武政委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会 長（高本正彦君） では、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題に入ります。

本日は、「第4段階」に入るに当たり、個別調整の内容についての報告並びに、審議を行います。

なお、本日の会議の終了時間は3時を目安に進めていきたいと思っておりますので、スムーズな進行にご協力いただきますよう、お願いいたします。

それでは、議題の(1)「第2次換地設計(案)に対する意見書の処理」について、施行者より説明をお願いします。

施行者、よろしくお願いします。

○会 長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） はい。それでは、私のほうから、今、お手元にご配付しております資料の説明に入る前に、前回の審議会、これは昨年12月26日開催の第

35回の審議会になりますけれども、それ以降、3カ月ほど期間があいてございますので、改めまして、第3段階での審議経過と、それから、第3段階の審議終了におけます、個別調整に向けた施行者の対応について、若干、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

前にお配りしております、ファイリングされていると思うんですが、今後の意見書の処理手順というフロー図があると思うんですが、それをちょっとイメージしながらお聞きいただきたいと思います。

第3段階での審議内容に関しましては、第2段階におきまして、審議会の意見により審議、検討の対象としました52人、再分類しました意見書数で申し上げますと62件になりますけれども、それから、施行者において審議・検討の対象としました277人、これも再分類した意見書数で申し上げますと、575件になります。これらを合わせました329人、そして、再分類した意見書数の合計で申し上げますと、637件。これから、この中から照応性等を踏まえまして、修正を検討すべき画地として抽出しました67人、再分類の意見で申し上げますと163件になりますけれども、この画地、いわゆる換地につきまして、施行者としての修正案、これらの検討概要について第3段階において一通りご説明を申し上げます。ご意見を伺ってまいりました。

その結果、修正を前提としました、修正を検討する画地、これが49件、49人になってございます。その後、ただいま申し上げました修正を検討する画地と、これらの修正に際しまして、影響する画地、これらを含めまして、個別調整に向けた資料の調整作業をこれまで行ってまいりましたが、今回、このたび、これらの資料が整ったということで、本日、この関係資料について、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、個別調整の実施につきましては、施行者として再度、換地設計全体の精査を踏まえた上で、4月をめどに権利者の方々と日程を調整をさせていただいて、適宜、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それでは、配付いたしました資料につきまして、山崎係長のほうからご説明申し上げますので、お聞き取りをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○会 長（高本正彦君） 区画整理事業課事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） はい。それでは、お手元に配付いたしました資料、クリップどめになってございますけれども、白黒の紙がありまして、それをひもときますと、カラー判の図面が出てくるかと思います。

1枚めくりますと、資料■ということで、この図面と連動する調書がございます。

まず、お手元に資料はお届きになっておりますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、まず、1つ目の資料■のほうからご説明してまいります。

まず、資料■については第2次換地設計（案）に対する意見書、個別調整概要図、A3判1枚となっております。先ほど、事業課長のほうから説明がありました第3段階における審議を踏まえ、抽出した意見書ですね……。

○会 長（高本正彦君） ちょっと説明とめてください。皆さん、ページ開かれています？
何ページ？

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 資料■でございます。この図面でございます。
（「資料確認中」）

○会 長（高本正彦君） よろしいですか。それでは、進めてください。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） こちらのほうは先ほど、事業課長から説明がありました。第3段階における審議を踏まえ抽出した意見書を提出し、かつ個別調整を検討するとされた49件、49人でございますけれども、その画地の位置。それから、その検討により影響する画地の概要を確認する図面となっております。図面上に凡例記載をしておりますけれども、赤の実線で囲まれた画地、見えますでしょうか。こちらのほうが第2次換地設計（案）に対する意見要旨を踏まえ、修正を検討する画地としている箇所でございます。

また、この修正により意見書の提出の有無にかかわらず、軽微な変更も含め、影響してくる画地を桃色で着色しております。これはほんとうに微妙に動く画地、要は、横スライドする場合ですとか、若干、間口形状が数十センチに変わるというようなものを含めて着色していますので、概要としてはこのような範囲を検討してくるというものでございます。

それから、緑の実線で囲まれた範囲、これについては影響する範囲をおおむね示しておりまして、各影響範囲ごとに整理番号を付してございます。この番号は1枚めくっていただくと、この図面と対比する一覧表として資料■の調書がございます。

枚数でいくと36枚程度でございますけれども、こちらのほうの左のところに番号というのがございますけれども、これと図面の番号が連動している形になっております。この調書については、これまで、第3段階までのプロセスを踏まえて、個別調整を行うに当たってどのような影響が生じているかと、権利者別に整理した資料でございます。この内容については、次に説明する、一番最初に表についていた個別調整用内部資料に記載情報をすべてコンバート、変換してございます。ですので、こちらの白黒の個別調整用内部資料をもとに、内容についてご説明してまいりたいと思います。

では、こちらの一番最初に一番上に載っていた個別調整用内部資料を開いてもらえますでしょうか。

よろしいでしょうか。

この個別調整用内部資料については、■まで番号が振ってございまして、それぞれ実寸大のものをそれ以降につづってございます。基本的に、今後、個別調整をするに当たっては、この個別調整用の内部資料を基準に実施してまいります。

■まで、こちらは先ほどの資料■を変換した第2次換地設計（案）に対する意見書等取扱に伴う個別調整カルテということで、これは我々が実際に個別調整をするに当たって、各影響範囲ごとにまとめております。こちらをごらんいただきたいんですが、それは個々別に、権利者別に全部ファイリングされておりまして、内部で処理するものでございますけれども、一応、整理しているものでございます。この中から、そのもの

を抽出したものでございます。

1枚めくっていただきますと、[]とA3判に2枚記載されていると思いますけれども、No.1のほう、こちらのほうは権利者情報として、ちょうど左上に[]というのが記載されていると思いますけれども、こちらのほうがこれまで第3段階まで、個々に個人番号が振られておりますけれども、それと連動しているものでございます。

その右の検討分類、1と記載されておりますけれども、1と2と振られるわけですが、1が検討画地、いわゆる先ほどの49件のうちの1つだということでございます。ここが仮に2であれば、影響する方のカルテという形でございます。

その右隣に権利者間処理というふうに記載しておりますけれども、これは客観的に修正の度合いとして我々が把握するために記載しているもので、この分類については、このほかに複数街区への玉突き処理、街区内処理、事業管理用地調整、保留地調整、分割のみの街区調整、それぞれの換地の変更の度合いの内容を調整の難易度も含めて、客観的にわかるようにこちらに入れているものでございます。

その下については、権利者住所、氏名、権利の内容の分類、それから連絡先です。こちらの連絡先につきましては、電話帳、または意見書に記載しているものから転記したもので個人情報でございますので、これの取り扱いに気をつけていただきたいと思います。

それから、第2次換地設計（案）に関する所有地番の換地街区がその下に記載されておまして、その下に比較できるように、修正案に基づく同じ内容を記載しております。これでどの方がどこに持っていて、どこに変わったかというところが大体わかるということでございます。

次に、[]でございます。こちらのほうはこれまで整備してまいりましたけれども、換地設計に関する意見や換地設計以外の意見、また、個別調整の要点及び対応手順を記載しております。ここまではよろしいでしょうか。

1枚めくりまして、[]、こちらがございまして、[]です。これは個別調整図における意向確認用の紙面となりますので、今、何も入ってございません。それから、[]につきましては、影響する画地の権利者を記載しておりますので、これも今後の対応ということでございます。

続きまして、1枚めくっていただくとNo.5になりますけれども、こちらのほうにつきましては、第3段階で使用した検討図面、こちらと同じものでございます。こういったものを活用してまいりたいと思います。第3段階の資料に基づきまして、正式にというか、詳細計算を踏まえた図面が1枚めくった[]の換地修正図の案でございます。

これにより、第3段階でどのような検討をするといった結果があらわれたものでございます。このケースでいきますと、換地の入れかえと共有持ち分の画地の分割ということで、単純なものでございますけれども、入れかえて、真ん中に入った画地につきまして分割するというような考え方でございます。そのほか、ちょっと個別調整に当たっては、ほかの権利者へ、もう既に提示している資料、そういったものも活用しながら、権利者の意向把握をしながら、修正内容等をご説明してご理解いただけるよう、個別調整を進

めていく考えでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○会 長（高本正彦君） はい。説明が終わりましたけども、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会 長（高本正彦君） それでは、先に進んでください。

施行者の方で次の段階でのお話は……。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 予想外で意見がなかったものであれだったんですけど、昨年12月の26日に第35回を開催させていただいて以降、調整をして、できれば3月までに換地を決定できるように調整していきたいとお答えをさせていただいたところでございますけども、なかなか地形的な問題的にやはりありまして、現在、施行者のほうで高低差のあるところの造成のあり方、こういうふうなものについて、先進地ではないですけども、周辺の市町村で対応している実例等を参考にしながら、この場所はこういうふうにしたらどうだろうか、この場所はこういうふうにしていこうかというような形で検討をしてみいました。

現段階におきましては施行者として、最終的に換地の修正。ただいまご説明をさせていただいたケースにつきましては、当然のように、審議会の意見を聞いて、踏まえて対応しているところがございます。

それ以外に、やはり平面的な部分ではなくて、立体的にもやはり見る必要があるだろうというようなことでございまして、すべての画地について施行者としまして、今現在、最終案をまとめているところでございます。

当然、最終的に、今、ご説明させていただいている、先ほど事業課長から言われている、申し上げた件数以外にも、多々、対応しなければならないケースがあるだろうと、しかしながら、審議会の意見を聞いて、取りまとめた3段階までの経過を踏まえて、まずは関係権利者、影響のある方を含めて調整をしていくというふうな形でスタートはしてございます。

正式には4月から、その点について事業展開を図っていくわけでございますけれども、なかなか一概に、第4段階まで来たから、これで換地が決定ですよというわけにはまいりませんので、施行者としましても、責任ある換地設計を提示をしていくというような形になりますので、平成24年度のほうにずれ込んでまいります。

期間的に、先ほど事業課長も言っていますような件数でございますから、例えば、1カ月でそれが全部できるのかという質問もあるのかなと、ちょっとあったんですけども、2カ月間、あるいは3カ月かかるかもしれません。しかしながら、権利者の意向を踏まえて、今、ご説明をいたしましたカルテ帳の中でいきますと、■■■あたりに、カルテの中で調整をした内容も記載をしてみたいというふうに思っております。

そんなものも踏まえて、最終的には審議会のほうに諮問させていただいて、換地を決定していくという流れになりますので、ぜひ、いましばらく私ども施行者のほうの流れ

で権利者調整を行いますので、時期的なものもちよっと踏まえながら、急いで何々をするというふうなことではございませんので、慎重に権利者間調整を行って、換地設計の決定に向けて対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、その点を含めてご理解をいただければなというふうに思っております。

今日、ご提示申し上げたのは、本来であれば3月の末に諮問をかけたいというふうな目途でこれまで進んできた経過がございます。一方ではおわびを申し上げなければならないわけでございまして、本来、施行者がもっとやるべきじゃないかというご意見もあるのかなとは思っておりますが、慎重に慎重を重ねまして、今、施行者としましての修正案はできておりますけれども、そのことそのものが権利者に及ぼす影響度が大変大きいというふうに思いますので、権利者の意見を聞きながら、慎重に進めてまいりたいというような考えでございまして、平成23年度、今月、今週で終わりますけれども、諮問については24年度に繰り越しますということをぜひ、ご理解いただいて、ご協力をいただければなというふうなお願いで、本日、審議会を開催をさせていただいたということでございますので、その点もご理解をいただいて、今後とも重ねて、ご協力のほど、お願い申し上げます。

○会 長（高本正彦君） はい。そういう説明がございましたけども、何かご質問なりご意見ありましたら、どうぞ。

○委 員（小宮國暉君） 会長、小宮です。

○会 長（高本正彦君） はい、小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 復習になっちゃって申しわけないんですが、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] ちょっどご説明をもう一度、申しわけない。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 会長、区画整理事業課事業係長。

○会 長（高本正彦君） はい、事業係長。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） 今の関係なんですけれど、まさにおっしゃるとおりでございます。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○委 員（小宮國暉君） はい。

○区画整理事業課事業係長（山崎信介君） [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



以上でございます。

○委員（小宮國暉君） はい、わかりました。

○会長（高本正彦君） よろしいですか。

○委員（小宮國暉君） はい。

○会長（高本正彦君） ほかにございますか。

○委員（島谷晴朗君） 島谷です。

○会長（高本正彦君） はい、島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） 8番、島谷です。

先ほどの阿部部長のご説明の、来年度にずれ込むことになったと。日程としては、5、6月ごろにはあれですか、この調整ができるようになっているんですか、終わりそうですか、まだまだ、もっとかかりそうですか。はい、どうぞ。

○会長（高本正彦君） はい、都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 大変難しいご質問でございまして、やっぱりこれだけの権利者の方がおられるわけですので、調整をして、いろんな意見が出る。今、小宮委員から出た意見なんかはご理解得られるだろうっていうふうには思ってます。すべての、今回、3段階から4段階に移るときに、すべての案件が今のような形ではなかったというふうに、多分、ご認識されてると思うんですね。で、換地で対象になった方、それに伴って影響を受ける方がどのように反応されるのかということが一番の課題なのかなというふうに思ってます。

当然、換地修正についてはこれこれこういうふうな形で、こういうふうに見直しましたよという形でご説明に、まず、対象者には上がるわけですね。そういうことだったらわかりましたという返事はいただけるかもしれません。しかしながら、それを受けて、影響のある方にそのご説明をするわけでございますから、影響を受けた方がすんなり、はい、わかりましたというふうにはなかなかいかないのかなとなりますと、やはり時間をかけて、やっぱり丁寧に説明をしていかないと、最終的には、やっぱりそのブロック、ブロックごとに、やはりそういうふうな形の進捗状況についてはご説明をする必要があるというふうには、今の段階では考えております。

しかしながら、今、ご質問いただいたように、6月を目途に、先ほど申し上げたように、昨年の12月では3月を目途にというふうに申し上げてきたわけでございますから、施行者としても、各1ブロックから88街区までの全街区について精査をしたときに、施行者としても、これでこの場所はよかったのかどうかという意見がやっぱり、担当の中でも出てきてるわけでございます。

ですから、そういうふうなものを踏まえると、やはりこれを踏まえて、関係権利者の

皆様のところに行ったときに、できるだけ最善を尽くして短期間で終わらせるという性質のものではございませんので、時間をかけて、きちっとした対応をしながら、各ブロックごとに終了をしていこうという考えで職員のほうには指示をしてございますので、6月を目途に、できれば、これは施行者としては6月を目途にやりたいという気持ちはございます。気持ちはございますけども、なかなか気持ちどおりにはいかないんだろうというふうには思ってますので、経過につきましてはその都度その都度、現段階において、1から88街区のうち、今、何街区まで、こういうふうな形で終わっておりますという経過報告については途中で審議会を開催しながら、進捗状況についてはご説明をしてみたいというふうに考えておりますので、端的に申し上げまして、6月までに終わるかどうかという判断は現段階においてはしてございません。目途としてはそういう意気込みで一生懸命やってみようという姿勢だけは、ご理解いただければと思います。

○会 長（高本正彦君） はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷なんですけれども、調整でお伺いするときに、もし、こういうふうに変えたら減歩率とか清算金もこういうふうに変えるというようなことも説明するっていうふうに、この間、お話があって、多分、これが[]のところの設計案のところに位置と面積と減歩率とか、清算指数とか、これが権利者からの質問事項の中にあるんですけれども、それを念頭に置いて文言が書かれているんだと思うんですけれども、それで説明することも説明しますってお話は施行者側のほうからあったんですけど。

あと、それから、道路が図面のほうに、道路が何メートル道路が入っているのかとか、わかりやすいものでお知らせしたほうがいいっていうようなことを審議委員の方からもお話が出たと思うんです。

それとあと、それに加えて私としては、やっぱり井戸とか墓地跡地がどこに入っているかっていうのを、例えば、墓地跡地と重なってるって書いてあって、市のほうは重なっていないっていうふうに結論づけてるんですけれども、それをこの図面の中に落としたものであれば、よりわかると思うんですね。後でまた以前のように墓地と重なってるじゃないか、井戸と重なっているじゃないかっていうようなお話になってくると難しいので、それは記入しておいたほうがいいかなと思います。

それで、井戸に関しても、それをその方がどうご判断なさるかということは次の段階の問題ですけれども、それは大切なので、図面のほうに入っていたほうがいいかなと思います。

以上です。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長、区画整理事業課長です。

○会 長（高本正彦君） はい、事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） まずは1点目の換地の位置、あるいは形状が変わる、評価が変わって、その指数差が変わっていくというような場合です。これについては当然ですけども、今、部長のほうからご説明したとおり、丁寧に説明をするという前提

[REDACTED]

○会 長（高本正彦君） はい、ありがとうございました。

今のお話は、例えば、お知らせ版の中にそういう注意を入れるとか、何かそういった工夫ができるんですか。

どうぞお願いします。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 今言われますように、例えば「まちなみ」でこういう例がありますよというような形を掲載をしてお知らせすることが権利者にとってどうなのかということになるかと思うんですね。「それは余計なことですよ」と言われれば、そのとおりでございまして、あくまでも権利の問題でございしますので、そういう持ち分になってる、こういう経過ですから、将来に向けてはそういうものをきちんと整理されたほうがよろしいのかなというような形。

で、一方で区分所有的にいきますと、ご承知のとおり、分譲マンションなんかの場合には、今度は逆に全体の土地一つを全体がお持ちですから、分割する必要があるというか、逆に、なかなか難しいわけですね。全体、一つの敷地面積に対して高層の住宅が建ってるわけでございますから、どこがどうのというふうな形はないものですから、一般的には共有というのが一般の例かなというふうに、この人のケースというのは、今度は逆のケースだと思うんですね。ですから、掲載をすることが果たして権利者にとってほんとうに有益なのかどうかとなると、変にあおってしまったもそれは失礼なのかなというふうに思ってますんで、そういうご質問があれば、Q&A方式でお答えをしていくとか、そういうことはよろしいのかなと思っていますけど、積極的に共有分割を放棄してくだ

さいよという話はなかなかしにくいのかなというふうな感じはちょっと持ってますので、掲載については慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

○会 長（高本正彦君） ということでよろしいでしょうか。ほかに。

どうぞ、加藤委員。

○委 員（加藤照夫君） タイムスケジュール的なところでちょっとお伺いしたいんですけども、これ、個別調整、全く今まで、全然進んでない？これから心機一転っていう段階なのかどうかということと、それから、個別調整の原則は十分理解をしていただくということが基本ですけれども、反面、今まで大方ご了解をいただいている権利者の皆さんが待望をしている状況にある中で、また、これから状況によってはどんどん先送りされていくよと。いつになったら実際に事業の進行が図られるのかというふうなこと、非常に期待を持っている方もいらっしゃると思いますので、そういう方たちが今度、逆に不信感というか、疑心暗鬼になって、ほんとうにできるのかよというふうな意識があおられて、高まっていっちゃうってというふうなことにもなっていくと逆効果になっちゃうので、というふうなこともありますので、その辺は十分踏まえて、今、ここに残っている個別調整が進まないと前に進まないっていうのはわかりますので、その辺の対応の仕方です。日々1件ずつやっていくとかではなくて、1日に五、六件、体制がとれるぐらいの方法をやはり持って、できれば短い期間で対応をしていくというふうなことも大事なんだろうなというふうに思うんですけども、その辺ちょっと……。

○会 長（高本正彦君） はい、都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 大変貴重なご意見で、ありがとうございます。

現段階におきましては、もう既に調整に入っております。ただ、今の段階でどこどこをやっていますよというふうな形で申し上げられませんが、調整をしております。

先ほど申し上げたように、ここの地区についての高低差のありようは非常に難しかったというのが印象でございます。審議会の席でも申し上げたように、山根坂だとかお寺坂、牛坂、こういうふうな形の傾斜地について、この換地でほんとに土地利用の効率性はどうかという検証をしております。

特に、山根坂なんかについては現道では9.5%ぐらいの勾配なんです。ですから、あるところから急に下へ落ちるという。今回、推計を見直して対応して、経過でいきましたら、横断的にいきますと7.2ぐらいにどうも落ちつきそうだというふうな形で、以前よりはスロープが緩やかになるということがわかりました。こういう検証を実はしてまいってる。ただ、7.2で緩やかにはなりますけれども、じゃあ、擦り付けはどうするのか。下のほうとのすり付けがどのような形になっていくのか。これはつづら折りでやはりやっていく必要があるだろうとか、こういうふうな形で、施行者としても、じゃあ、そこに車が入ってきたらどうなるのかとかいう検証を重ねてまいりました。

一方、お寺坂についてはご承知のとおり、現段階におきましては、坂上大工の横から、こう入るような形になっている。羽村駅側からお寺坂、稲荷神社に入るには右折

をすれば入りやすいですけど、逆に奥多摩街道のほうから上がってきたら、じゃ、その道にすぐ入れるのかって、こういう話なんですね。そういうところのアクセスは、やはりどうあるべきなのかどうかというふうな形も見ていただいたんですね。こういうものを検証してもらおう。

牛坂についても、やはり急に勾配でおおりるんですね。ですから、その高低差がどういうふうな形で造成をしていったらいいのかどうか、こういうようなものにつままして。

それと、東詰め交差点でございます。奥多摩街道のどんつきでございますけども、高低差が約11メートルと4メートルですから、7メートルぐらい落っこちるんです。ですから、羽村駅側からすると東小学校側のほうが高いんですね。川崎のほうへ行けば行くほど、実は下がるんです。そこに導水管道路が走ってるわけですから、造成も非常に難しいというふうな形で、その辺を慎重に見させていただいた経過がございます。

平面の部分というのは審議会のご意見をいただいて、最優先をして見直しをしながら対応していくというふうな形でいたわけでございますけども、高低差については施行者としても、これでいくんだというわけにはなかなかいきませんので、最終的にはその調整をしてきた経過でございます。それ以外の場所につきましては、順次、今、調整をしている段階でございます。

加藤委員からご指摘をいただいた最も重要な話でございまして、トーンダウンにならないように、換地設計の決定に向けてというふうな形の取り組みにつきましては、もうご指摘のとおりでございまして、限られた人員の中で、これ、私ども羽村市の職員が、すべての方が派遣をして云々というふうなわけにもいきませんので、やはり、精通をしている職員でグループ編成をしまして、これは夜討ち朝駆けではございませんけども、土日にかかわらず権利者の都合をお聞きして、5人とか6人とかという形で切るわけではなく、積極的に対応はしてまいりたい。できるだけ早くに進めていきたいという考えは当然持っておりまして、ただ、先ほど、島谷委員から言われたように、じゃあ、いつまでにというふうな形で、目標値は持っております。目標値を立てながら当然やってまいりますけれども、先ほど申し上げたように権利者のご意向等が出てまいります。最終的に審議会を4月以降、分けて開催はさせていただいて、その進捗状況についてご説明をしながら進めていきたいというふうには考えております。ある一定の方向性が示された段階においては、やはりなかなか権利者、これでいいと、すべての方が納得するというのは非常に難しいというふうな認識をしております。ですから、換地として決定をしていく段階で留保する点とそうでない点について明確に区分をして、審議会のほうにお諮りをしていきたいというふうに考えておりますので、加藤委員のご意見はごもっともだというふうに認識をしておりますし、当然、それに向けて対応していかなければならないという責務がございますので、ご理解いただければというふうに思ってます。

○会 長（高本正彦君） はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見がないようでしたら、お開きにしたいと思います。よろしいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、審議としてはここで終了ですけれども、次第の2、その他として何かございますか。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課長です。

○会 長（高本正彦君） はい、区画整理管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） それではその他としまして、「審議会議事録の取り扱い」につきまして、若干、ご報告を申し上げさせていただきたいと思います。かなり重要なお話となりますので、ご意見等あれば、後ほど、お聞かせ願えればと思います。

本審議会につきましては個人情報を取り扱っておりますことから、非公開会議、本日もそうですけれども、非公開会議としており、議事録の情報公開についても、これまでは行っておりませんでした。ですけれども、この議事録について、平成22年8月から9月にかけて、約2年前ですか、数人の方より情報公開請求っていうものがありまして、これに対して我々実施機関である市は、ほとんどの内容を黒塗りとしまして、公開をいたしました。

この公開内容に対して、この情報公開の請求者は不服の申し立てをいたしまして、「羽村市情報公開・個人情報保護審査会」というのがあるんですけれども、そこにおいて、この案件の審査が行われたところです。

そして、平成23年7月、約1年前ですけれども、23年7月から24年2月、先月までですね、それぞれの主張と弁明を聞いた上で、計7回の審査が行われました。

それで、結果的には個人名や個人の資産がわかるような、個人情報に係る部分のみを黒塗り、一部を黒塗りとして、そのほとんどの部分を公開するとして審査会の答申が出されました。

したがいまして、ちょっとご連絡になりますけれども、審議会の皆様の個人的な発言内容を含め、これまで行ってきた審議会の議事録、かなりありますけれども、また、今後の議事録についても、今後、順次、羽村市のホームページ上で公開をしていくということで市で決定されましたので、ご了承いただけますよう、お願いいたします。

ご意見ありましたら、後ほどお聞かせ願いたいと思います。

私のほうからは以上です。

○会 長（高本正彦君） ただいまの件ですか。小宮さん。

はい、小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 小宮です。これは個人情報という縛りの中で市のほうも十分検討されて、それで、そこを要求した人たちとの間である合意に達したということで、経過は私わかってたんですけれども、その公開する議事録に、例えば、小宮委員がこうしゃべると、こういうふうなことを言っている、そういうふうなことも、もちろん、黒塗りのところはあるかもしれませんが、こういう委員の、個別の委員の名前がそこには載ってるんでしょうか。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 議事録でだれだれ委員が何々を発言したという内容の部分はすべて出てしまいまして、その発言の中に個人名や個人資産が出てるものだけ黒塗りをすると、そういう公開の仕方になるようでございます。

○会 長（高本正彦君） はい、よろしいですか。はい、どうぞ、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） これはインターネットにも出ますか。インターネットにも出ますか？

○区画整理管理課長（細谷文雄君） はい。今、ホームページに載ってます。

○委 員（島谷晴朗君） わかりました。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ、加藤委員。

○委 員（加藤照夫君） 権利者の判明ができないような形で黒塗りにするということは、発言者が何を言ってるかっていう意味は判明するわけですね。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） はい。

○委 員（加藤照夫君） ですから、全体の状況を見て、どこの物件の、物件というか関係の質問をしているかっていうのはわかりますよね。それは私、できると思うんですけども、そういうことに対して、例えば、その権利者がそういう意見に対して不満を持つというふうなことも出てくると思うんですね。普通の生活の中でそういう反発がその委員に対して行われるというふうなことも可能ですよね。

ですから、発言が多分そういう個々の問題についてはできなくなってくるというふうなことだろうと思うんですけども、審議会の例えばやり方として、休憩時間を十分とっていただいて、議事録が起きるときにはほんとうの抽象的な発言の仕方をするとかいうふうなことでそういう対処ができるのかどうなのか、ということをお伺いしたいんですけど。

非常に発言が制限される。今までは非公開っていうふうなことで、皆さん、いろいろ自由に発言をできたと思うんですけども、そういうことになってくると、そんなこともちょっと心配されるかなというふうなことをちょっとお聞きします。

○会 長（高本正彦君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 今、加藤委員がおっしゃられたことは、私ももっとも感じていたことで、実施機関の私の担当としては、そのような意見を審査会のほうにぶつけてみましたところ、情報公開、会議録というのは原則公開だということがまず第一にあるということで、その辺の審議会委員の自由な意見が損なわれるというようなことで、さんざん論議は交わしたところですけども、審査会の弁護士の先生等がこのようなそれを踏まえて、最終的にこのような結論を出したということでございます。

会議の休憩の取り方につきましては、会長のほう、ちょっと検討を。

会議の休憩でその辺の意見ややりとりをするっていうような方向性については、その辺は会長にちょっとゆだねますので、会長のほうからご意見をいただければと。

○会 長（高本正彦君） 休憩のほうって何なの？ 意味がよくわからない。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） ですから、審議会会議録に載せたくないような部分

は休憩をとってやるという、今、発言が出ましたけども、それ、私はちょっと口を出せませんので、会長のほうにその辺の考えということでございます。

○会 長（高本正彦君） 急にそこまで踏み込まれてもよくわからないんだけど、要は、休憩時間中に話し合ったことは、会議録に載せない。休憩時間中でしょう。

○委 員（中野恒雄君） 議事録をストップしちゃえばいいんじゃないですか。今日もやってるけど、参議院の予算委員みたいに、議長さん、会長さんですから、ストップって言って、そこから別に。

○会 長（高本正彦君） いやいや、けども、休憩時間っていうのは議論の場の外でしょう。それについて、公開・非公開という話が出ること自体が私、ちょっとわかんないんだね。休憩時間だから。

○委 員（中野恒雄君） 議事をストップしちゃってさ、録音を。

○会 長（高本正彦君） だから、別段、議長がとめるとかいう必要もなく、公開するという話にならないでしょう。休憩時間中は私人としての高本なり、だれだれさんだから、委員じゃないんだから、と私は理解しますけども。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課長です。

今、休憩時間を使って、その辺をどうするかっていう話は別としまして、黒塗りする部分を判断するのは庶務課、総務部の庶務課のほうで判断して、私のほうで一応目を通して、それを出すと、そういう流れにこれからしていくつもりなんですけど、原則として、この運用があるんですけども、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利害を害するおそれがあるものというもの」は要するに黒塗りをできるということでございますので、私のほう、担当としても、その辺を、そういう面を考慮した上で外して、その部分は公表しないと、これに基づいてしていくような形を、なるべくとっていきたいとは考えておりますが、何せ審査会のほうで会議録は原則公開だと、そのための情報公開条例であると、そういう答申が出ましたので、その辺は仕方がないかなと思っております。

○会 長（高本正彦君） 何かほかにご意見ございますか。

島谷委員、どうぞ。

○委 員（島谷晴朗君） 島谷です。不服審査請求の審査会、非常に具体的に内容を個人情報に属するもの、また、それに影響を受けるようなもののところを具体的に指摘して、そして行うように、それが出ておりますね。ですから、その大体基準に従って、今、課長が説明されたように、審査会のほうでその影響が大きい場合には出すことは差し控えたほうが良いというようなことも出ております。ですから、そういうことの中で公正にやっていけば、的確に判断してやっていくことを必要だと私は思っています。

それから、もう一つは、この具体的な例はもう既にこれ、出ているんです。これは第1期の駅前の14棟の換地があったときに、当然それは議事録として出ております。で、そこではちゃんと個人に関係するところは黒塗りになって出ているわけですね。で、そういうこともあって、そして、そのときに、それはもう第1期のあれも相当古い話になりますけれども、その間、それで具体的に非常に困るような事例があったのかどうか、

僕はなかったというふうに聞いております。

ですから、そういうことは、だんだん、私たち自身もそういうことはやはり審査会でできるだけ公開するのがいいよと。それから、もう一つは、地権者の人たちもそういうふうにやっぱりやっていかないといけないんだよという啓蒙のような働きもやっぱりあわせて、一緒に考えていく必要が僕はあると思います。

以上です。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 会長、都市整備部長です。いいですか。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 今、島谷委員から言われているようなご指摘の点について、当然、今までの個人情報保護条例、あるいは情報公開条例に基づいて、羽村市は対応してきたところでございます。当然、審査会のほうに不服申し立てがあって、一般的には情報公開をしてけばいいだろうと、私も個人的にはどんどん情報公開したほうがいいですよというふうには思っております。

しかしながら、一方では個人情報保護というのはあるわけでございますから、今言われるような、適正に対応をしていくというような形です。確かに、第1期の審査会ではそういうふうなケースというのなかなか発生がなかったのかなと思いますけども、これから換地設計、あるいは仮換地指定というような形になりますと、ほとんどが個人のお話でございますので、総体的なお話の中でいけば、偏った意見とかというふうな形で、どう思うかというふうな形での特定はできないように、できるだけ適正に情報を公開しないような形でいきたいというふうには思っております。

一般的にお話をしている内容については、どんどん公開しても何ら差し支えない発言でございますので、危惧している審議員の皆さんのご意見が損なわれるというような形には、できるだけ配慮しながら運営はしてまいりたいというふうには思ってますし、紛糾するような話の場合には、当然、休憩とかというふうな形の運用方法もあるんだらうなと思いますので、その辺は審議会のほうにゆだねていきたいというふうには思ってます。

いずれにしても、羽村市としましては、情報公開審査会において、答申が出たわけでございますから、これを最大限尊重して対応していくという姿勢で今後は臨んでいくということで議会でもご答弁をさせていただいているわけでございますので、今、島谷委員が言われるような旨を踏まえて、やはり積極的に公開をしてまいりたいというふうな形でございますので、今後、だからといって皆さんの意見を損なうような意見……、私どものほうで削るということはございませんので、自由闊達に思いの発言はさせていただいてよろしいのかなと思います。ただ、配慮が足らないケースも出てまいりますので、その点をご理解いただいて、市としては当然、公開に向けて準備をしてまいりますので、その点については、ぜひ、ご理解をいただければというふうに思ってます。

○会 長（高本正彦君） はい、ありがとうございました。

どうぞ、中野委員。

○委 員（中野恒雄君） 第1期のときに情報公開制度のことに對して何か規則とか何かつくったような感じがあるんですけど……、あるよね、違う？

でも、何かあるような感じだから、それを少し改正するんだったら改正するでね、しない。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○区画整理管理課管理係長（橋本雅央君） 区画整理管理係長です。今、中野委員さんのご発言がありましたように、この会議自体の公開、非公開という基準というか、ここで採決をとって、皆さんにいただきまして……。会長が採決をとるような形で、個人情報を取り扱うような会議については、今後、一切公開しないと、非公開で傍聴者を入れないという形でやっていきたいと思いますということで賛成多数でそれが可決されて、今、施行されている状況です。

通常、個人情報を含まないような会議につきましては、今までどおり傍聴者を入れて、会議を進めていくと。そういう内容につきましては、会長のほうから委員さんに諮問をいただいた上で、決定をしております。

会議録については、今、取り決めをしてはいないんですが、これは運営規則の中で非公開会議にあっても、議事録は作成するという規定がございます。それに基づいて我々事務局として議事録を作成しております。情報開示の関係がございました関係から、非公開会議について開示をせよということで数名の住民の方からございました。それに基づいて黒塗り、我々は非公開会議なんでほとんどの部分を黒塗りにして出ささせていただいたんですが、それについては不服があるということで請求がございまして、先ほど課長からお話がありましたように、数回の情報保護審査会というのが別の機関で持っております、そこで審査された結果が、今回、第2期第6回、平成22年2月22日に開催した審議会、非公開審議会です。これについての議事録についてずっと審査をされておりました。結果として、ここで、金曜日なんですが、その審査会の結果を受けて、ただいまホームページに公開しているような形になっております。

今後も保護審査会の決定内容に従って、我々は公開していこうと思っておるんですが、情報開示の中に、先ほど、加藤委員さんが懸念されてたように、これ、想定がつくんじゃないかという内容もあろうかと思うんですが、客観的、一般的に推測がつくような部分については、通常、消せるような、黒塗りになるような形になっておりますので、その辺につきましては部長のほうからも先ほど説明ございましたが、活発なご意見を言うていただければと思っております。

以上です。

○会 長（高本正彦君） はい、小宮さん。

○委 員（小宮國暉君） そういった趣旨は、私、わかります。

それで、議事録の事務上の問題としまして、今まで署名議員、署名委員というのが今回も2名選任されて、それで署名されますよね。で、その前段階でこういう議事録ですよっていうのが前の事例ですと示されたんですよ、公開のときです。それで、みんな見て、いや、ここは、私はこういうことじゃなくてこう言ったんだという修正が効

いて、それで出してたんですね。そういう手続を踏んで、これは公開の場合ですよ。非公開になってから、それはぶつつりそういうことが事務的にされてないんじゃないかと思うんです、非公開ですから。

だから、今回、非公開の議事録を部分的であれ公開するとなると、やはりこの部分は消したよという、めいめいの承諾っていいですか、これが必要になってくるんじゃないかなと私は思うんですが、その辺はいかがなんでしょうかね。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ、都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 今、ご指摘をいただいた点、当然、公開をされてるものについては、その議事の内容についてそれぞれの委員会のために、署名委員がおられるわけですから、議事録署名委員の責任において対応してきた経過があって、神屋敷委員なんかにはよくチェックしていただいていた。大変ありがたかったんですけども、非公開ですから、私ども事務局としましては、当然、非公開条例のものについては、今までずっと黒塗りできたわけですね。ですから、審議員の皆さんに確認をしていただくまでもなく、黒ですから署名だけだったというケースは想定できるのかなと思います。

先ほど、中野委員から言われましたように、それぞれ区画整理審議会の中に云々でやっているわけではなくて、羽村市の情報公開条例、あるいは個人情報保護条例を受けて、審議会としても対応してございますから、独自に審議会としての個人情報保護条例だとかという形で正当しているものではございませんので、それを受けているという形になりますので、ぜひ、その点をご理解をいただきたい。

今の小宮委員のご質問でございますけど、当然原文があって、どこを黒塗りにしたのかという形がわかるような資料提供をして署名をいただかないと、意味通じないわけですね。ですから、原文と黒塗りの部分の両方について、署名をいただくのは黒塗りの入った部分に署名をいただくと。

ですから、原文は原文として作成。今でも、当然、私ども、議事録としては持っていますので、ただ、それを公開しなかっただけの話ですから、その内容がわからないというふうなご指摘であれば、黒塗りにした部分と原文をお渡しをしますので、議事録署名委員さんのほうで署名をいただくということは必然的なお話なのかなと思いました。

ただ、あくまでもこれは情報保護審査会、あるいは個人情報保護条例の審査会で、私どもが担当部署ではございません。羽村市は、今度は企画総務部という部できちっとした対応をしますので、そちらにゆだねて経由をしたものでございますから、私どもはその範疇の中で、きちっと、これは個人情報だというふうに消していきますけども、これは公開すべきだという判断は、私どもはすべきではなくて、私どもは積極的にそういうふうな形はいたしませんけれども、最終判断としては、企画総務部のほうで最終的には取りまとめて、皆さんに議事録署名をお願いをするという形になります。

ですから、皆さん個人個人でこれはいいんじゃないのという判断は、これはやめていただきたいと思うんですよね。これはオープンにしちゃったっていいよというのは、

それは判断基準というのはあくまでも行政が主体でございますので、その点についてはご一任いただきたいと。ただ、この部分はわからないかと、わかっちゃうんじゃないかという意見があれば、逆のケースの場合は言っていたほうがよろしいのかなと思います。

ですから、逆に、どんどんオープンしちゃったらという意見も、これはあまり好ましい意見ではないのかなと思ってますけども、ここはやはりちょっと危惧するところがあるよというようなところがあれば、ご指摘をいただければ、よりそういうふうな形の情報公開の中でも、正当性を持って対応できるのかなというふうには思ってますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 今、阿部部長の発言の中にちょっと誤解を与えるところがあるので、これ、訂正しておいたほうがいいと僕は思うんですが、それは、今日も私と武政委員が署名委員に選ばれました。指名されましたね。私たちが署名・捺印するのは、いわゆるこの審議会の議事録の原本に対してするわけです。署名委員2名のほかに、会長も当然署名・捺印なさいます。会長の場合は、全議事録に署名・捺印をします。それは原本に対してするわけで、黒塗りのものに署名するわけではございません。そのところだけね、ちょっと……。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 大変失礼いたしました。認識不足で失礼しました。

○会 長（高本正彦君） 部長、何かあるんですか。

○都市整備部長（阿部敏彦君） いやいや、ご指摘のとおりでございます。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、吉永委員。

○委 員（吉永 功君） 意見の中にまずい意見というのはあまりないと思うんですが、およそ、意見を出した人、出さなかった人っていうのがでてきて、出さなかった人について大きく変わってしまう場合が当然出てくるわけですね。

ですから、その意見によって、該当している人に対してはなるべくよくなるようにというようなね、これではあまりでしょうというようにときに、私だけじゃなくて皆さんが、やはり意見を言うわけでしょうけど。その意見を通したために、私はここでよかったですということで意見を出さなかった人があけてみたら、全然違うところに行ってしまったというのが、やはり会議の中で、そういったものがわかってしまうような場合もやっぱり出てくると思うんですね。要するに、問題になっていたところの意見が出たところに、意見を出さなかった人が移った場合なんかがあるとしますね、ですから、議事録作成のときに、調整というのはおかしい話なんですけど、その辺のところも事務局の配慮というんでしょうか。変えろというわけではないんですが、何か、若干考慮というかね、こういうことも必要かなという感じがしますので、意見を出さなかった人の関連があまり露骨にわかるような形ではないほうがいいかなというような気がいたしますので。議事録を変えるというのはおかしい話なんですけど、あり方というんでしょうか、そこいらの多少の配慮も決定的なものについては、いいような気がいたしますので、意見です。

○会 長（高本正彦君） はい、ありがとうございました。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 島谷です。私は、これ、個人的な感想ですが、今の審議会の議事録がちょっと御礼を申し上げたい気持ちでいるぐらいなんです。管理課でほんとうに、実に上手に構成をしている。これはもう大変な仕事ですね。そのためにこれを録音されているわけですから、この録音をそのとおりに編集をして、そのベタの原稿をさらに編集をして、字句を直したり、それから文節のあり方、同じ繰り返しが非常に多い。それを非常にわかりやすく一つの文節にまとめたり、そういうことを管理課でやっていただいて、ほんとうにこれは大変な労力であり、それから、大変なあれを…、何ですかね、やはり知識を有することだと思う。それが実によくできていると私はもう非常に感心しているくらいです。

ですから、この録音も、それから、原本ができましたらね、録音のほうがどうか私はよく知りませんが、原本を審議委員は閲覧もできますし、だから、それを見て、あそこの管理課に出向けば閲覧もできるわけですから、そういう閲覧を審議委員として、当然するべきだと私は思っておりますので、そういうことをぜひ、ここにいらっしゃる審議委員の皆様に申し上げたいと思っております。

以上です。

○会 長（高本正彦君） はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

例えば、今、我々、羽村市の中だけで議論してるんですけども、場合によってはほかの区画整理事業をやっている市や町、市になるんでしょうね、あるいは東京都の区画整理部がやっていますよね。そういったとことちょっと意見交換なり意見を聞いてみて、どんなあんばいかなということを一度、さらりと調査されたいかがかなと、ふっと今、思いましたんで、これはやる、やらないは皆さん方、市のほうであれしていただければよろしいんですけども、ちょっとそんな感じもしますので。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長、区画整理管理課長。

○会 長（高本正彦君） はい、どうぞ。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長の今おっしゃいました、ほかの市町村の状況は調査しております。羽村市ぐらいなんです、このような不服申し立てが出るとか、審査請求が出ると。ほかの市町村はそういうことは滅多にないことでございまして、東京都においては、このような過去に事例が1件だけございました。その対処としましては、羽村市と同様の形をとっております、以上のように調査はしております。

以上です。

○会 長（高本正彦君） じゃあ、時間もあれなので、どうぞ、最後のご意見ということでお願いします。

○委 員（島谷晴朗君） 今、こちらの細谷課長のほうからお話が出ましたが、私、1期のときに、一番最初に六町の見学を計画してござって行ったことがあります。1期の方は皆さん、それをよくご存じだと思うんです。1期から審議員をやっている方。その

ときに六町の議事録だとか、六町の東京都の職員の方の話を聞いてびっくりしました。ああ、こういうふうな議事録案をこういうところまで細かく、それから、あそこも、相当たくさん会合をやっているんです、住民と。それこそ、僕はほんとかなと思うんですが、千何回なんて話を聞いたもんですからびっくりしましてね。あれっ、これは審議員なんて務まるかなと思ったこともあります。

でも、そういうところでも、やはり、記録を発表してました。ああ、なるほど、こういうふうになるんだなと。僕は東京都がそこまでやっているということがとても印象強く、まあ、よかったのかなとも思っております。

そういう感想を持っています。

○会 長（高本正彦君） どうぞ、神屋敷さん。

○委 員（神屋敷和子君） 神屋敷なんですけども、もう公開されたものを何人かの方が見てて、2期6回のことで、私も忘れちゃってるんですけど、そのときは皆さん、いろんな方が意見を言っているときで、住民の方がすごくわかりやすいと、市の方の説明だとなかなか難しい言葉がいっぱい出てくるけれども、審議委員の質問やそのときのいろんな意見というのがあったんですけど、それを見てものすごく勉強になったっていう感想をいただきました。以上です。

○会 長（高本正彦君） 時間も押してるようなんですけども、あと一問どうぞ。

どうぞ、小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 小宮です。今、島谷委員さんが言われたことは、ほんとうに私も六町と一緒にいったもんですから、よくわかります。

ただし、そのときの話というのは、結構回数を多く、住民の方々と施行者側って言うんですか、それとの対応が非常に濃かったです。ただ、公開する、しないという範疇での議事録のあり方については、AさんとかBさんとかという固有名詞は出てこなくて、この区画のこういう方々を集めて、例えば、集合住宅化しようとか、あるいは、この区画のこういうところは減歩率がこうなるとか。この戸建ての新しい、新しいとか引っ越し先の住宅をもう用意しといて、そこへ移ってもらいますよとか、特に、今、問題になってくる個人的なあれは、それほどなかったっていうふうな記憶にあるんですよ、その問題はね。だから、そのほかの点では非常に参考になる情報公開っていうんですか。広く言えばそういうことになると思うんですけども、それは確かに幅広く住民の方々にお知らせしたり、ただ、今やっていることがそれに比較して劣ってるとかそういうことじゃなくて、かなり工夫された形での執行側のあり方でしたね、権利者との間のやりとりはね。そういう点では非常に参考になった例だと思います。

以上です。

○会 長（高本正彦君） 意外にご意見が出ているんですけど、今日ここでまとめるっていうのもちょっとあれなんで、一応、今日、こういった議論をして、また次回にでも続けてやるとか、じっくりと整理したほうがいいのかと。例えば、羽村市さんのほうから東京都なり、ほかのやってる八王子市あたりも結構、区画整理をやっていますので、

そんなとこの情報もちょっとお調べいただけて、我々の参考にさせていただければというふうに思いますけども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会 長（高本正彦君） という願いをということで、本日、お開きにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会 長（高本正彦君） それでは、第2期36回福生都市計画事業羽村駅西口区画整理審議会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後2時49分 閉会